

弁護士任官の更なる拡充を求める総会決議

弁護士任官とは、弁護士としての職務を経験した者が、裁判官として任官することをいう。

国民からより信頼される裁判所にするためには、社会の実相について豊富な知識・経験をもつ裁判官を増やす必要があり、「法曹一元」の制度を導入することが必要である。そして、そのプロセスとして「弁護士任官」の推進が求められる。

2020年（令和2年）10月1日現在、弁護士任官による裁判官の数は、常勤裁判官が65名、非常勤裁判官が120名となっている。

しかし、常勤裁判官については、弁護士任官者の裁判官全体に対する割合は現在でも1～2%にとどまっている。また、非常勤裁判官についても、実施庁が拡大してきたとはいえ、現在においても高等裁判所所在地を中心とする都市圏に偏っている。

弁護士任官は、法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備え、国民が求める高い質を有する裁判官が安定的に確保されるためのものである。

当会においては、これまでに常勤裁判官3名、非常勤裁判官1名を輩出しており、いずれも現在、赴任地で執務中である。

当会が共催した「弁護士任官推進九州ブロック大会」と当会が主催したシンポジウム「広げよう弁護士任官」を通じて、多様な経験を有する弁護士が裁判官に任官することで、裁判所の多様性を高めて多様な価値観を有する国民の司法に対する期待に応え、司法の国民的基盤を強化するという弁護士任官の意義を再確認できた。

そこで、次のとおり決議する。

- 1 当会は、最高裁判所に対し、熊本簡易裁判所及び熊本家庭裁判所を非常勤裁判官制度の実施庁とするとともに、全国の簡易裁判所及び家庭裁判所をあまねく非常勤裁判官制度の実施庁とすることを求める。
- 2 当会は、常勤裁判官及び非常勤裁判官のいずれについても当会の会員がより多く任官することができるよう日本弁護士連合会及び九州弁護士会連合会と連携して積極的に支援するなど、弁護士任官の推進のために、あらゆる努力を行っていくことを誓う。

提案理由

1 弁護士任官の意義

- (1) 弁護士任官とは、弁護士としての職務を経験した者が、裁判官として任官することをいう。弁護士任官には弁護士としての職務を経験した者が常勤の裁判官として任官する常勤裁判官と、弁護士としての身分を持ったまま、週一日裁判所に登庁して、民事調停又は家事調停に関し、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰する非常勤裁判官がある。
- (2) 我が国の裁判所法においては、判事補や弁護士、検察官などの法律職に通算して10年以上在職した者から判事を任命すると規定されているが（裁判所法第42条第1項）、現実には、判事補以外の法曹からの判事任命数は極めて限られてきた。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、国民からより信頼される裁判所にするためには、社会の実相について豊富な知識・経験をもつ裁判官を増やす必要があり、そのためには英米のように弁護士の中から判事を任命するという「法曹一元」の制度を導入することが必要であると考え、そのプロセスとして「弁護士任官」を推進してきた。

司法制度改革審議会は最終意見書（2001年（平成13年）6月）において、裁判官制度改革のためには「判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えること」が重要であるとし、「判事の給源の多様化、多元化」のための方策として「弁護士任官の推進」等を提言した。

これを受け、日弁連と最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、「裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国社会における司法を担う質の高い裁判官を確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要であるとの基本認識」の下、「弁護士任官等に関する協議のとりまとめ」（同年12月）を行い、新しい「弁護士任官」の制度が始まった。そして、日弁連と最高裁は、2002年（平成14年）8月に非常勤裁判官の制度の創設を合意した。

非常勤裁判官制度は、①弁護士から常勤裁判官への任官を促進するための環境整備と、②調停手続を一層充実・活性化することを目的として創設されたものである。

2 弁護士任官の現状

(1) 常勤裁判官

常勤裁判官に任官するためには、まず、各弁護士会連合会が設置する「弁護士任官推薦委員会」（以下「推薦委員会」という。）において推薦を可とする議決を受けて、所属単位弁護士会を通して日弁連を経て裁判官採用選考申込書を最高裁に提出する。そして、最高裁は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し任官希望者を裁判官として指名することの適否を諮問し、同委員会における審議結果の答申を受けて、「最高裁判所裁判官会議」の判断を経て採否を通知する。

2020年（令和2年）10月1日現在、65名が常勤裁判官として弁護士任官したうえで執務している。

(2) 非常勤裁判官

非常勤裁判官に任官するためには、推薦委員会及び弁護士会連合会の推薦の議決を経て日弁連を通じて最高裁に採用の申込みをし、各実施庁の長等との面接の結果に基づき最高裁が採用を内定し、非常勤裁判官として任官する。

2020年（令和2年）10月1日現在、非常勤裁判官は地裁に17名、簡裁に42名及び家裁に61名配置されている。また、これまでに合計609名が任官している。

3 弁護士任官の課題

(1) 常勤裁判官

弁護士任官者の数は2003年（平成15年）の年間10名をピークとして、その後減少し、2009年（平成21年）から2018年（平成30年）10月期までの常勤裁判官への任官は合計33名にとどまっている。

その理由は様々であるが、その一つとして、推薦委員会の選考を経ているにも関わらず指名諮問委員会で不適又は取下げとなった者が4割程度、ときには3分の2以上に上っていることが挙げられる。

これに対し、日弁連はより多くの弁護士が常勤任官を志望することができるように広報宣伝活動に取り組み、適格性の審査に耐えうる人材を養成するために任官支援事務所を広く募ってきた。さらに、2017年（平成29年）からは都市型公設事務所が弁護士任官志望者を採用し、養成する制度を開始した。

それでも、弁護士任官者の裁判官全体に対する割合は現在でも1～2%にとどまっている。

(2) 非常勤裁判官

非常勤裁判官は実施庁が拡大し、現在は東京、大阪の各地裁、各高裁所在地における各簡裁及び家裁に加えて、横浜、さいたま、千葉、京都、神戸の各簡裁及び家裁、並びに川崎簡裁と大阪家裁堺支部、福岡家裁小倉支部も実施庁となっているが、全国的にみればまだまだ数は少ないのが現状である。

4 なぜ弁護士任官を推進する必要があるのか

前述したように、司法制度改革審議会最終意見書は、裁判官制度改革のためには「判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えること」が重要であるとし、判事の「給源の多様化、多元化」のための方策として、「弁護士任官の推進」等を提言した。法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備え、国民が求める高い質を有する裁判官を安定的に確保するためには、多種多様な社会的経験を有する弁護士が裁判官として任官することが不可欠である。

また、非常勤裁判官制度は、前述のとおり、弁護士から常勤裁判官への任官を促進するための環境整備、具体的には常勤裁判官の給源を確保するという意味で重要な意義を

有する。

このように、弁護士任官を推進していくことは、我が国の司法制度にとって極めて重要な課題といえる。

それにもかかわらず、非常勤裁判官の実施庁は限定されているのが実情であり、その拡大は、「どこであっても、同じクオリティの解決をしてもらえる」という意味で、調停における司法サービスの全国的なより一層の向上、ひいては裁判所に対する国民の信頼にもつながっていくはずである。

5 熊本における現状

- (1) 当会においては、これまでに常勤裁判官3名、非常勤裁判官1名を輩出しており、いずれも現在、赴任地で執務中である。とりわけ、常勤裁判官1名は家庭裁判所の所長に就任しており、裁判所においても高く評価されているといえる。
- (2) また、当会においては、2022年（令和4年）4月16日に、日弁連、九弁連との共催で弁護士任官推進ブロック大会を開催し、とりわけ、非常勤裁判官の実施庁の拡大に向けた議論を行った。その結果、当会の会員数や熊本地方裁判所本庁及び熊本家庭裁判所管轄区域における事件数等に鑑みると、当会は、熊本地方裁判所本庁及び熊本家庭裁判所本庁管轄区域における非常勤裁判官の給源として十分な会員の量及び質を備えていると自負できる。

さらに、2022年（令和4年）11月26日に九弁連との共催でシンポジウム「広げよう弁護士任官」を開催し、充実した報告や活発なパネルディスカッションを行った。出席した常勤任官者や非常勤裁判官経験者からは、弁護士として得た知識、経験が裁判所の紛争解決機能に幅をもたらし、また裁判官同士のディスカッションを通じて弁護士任官者の知識、経験が他の裁判官にも共有されていくさまが語られた。非常勤裁判官経験者は、法的紛争を当事者の代理人の立場ではなく裁判官として解決に導こうと尽力した経験が、非常勤裁判官退官後も弁護士としての職務に大いにプラスに働いているとして「非常勤裁判官の経験は何物にも代え難い貴重な経験である」との声を寄せられた。このように弁護士任官の制度は、任官者その人が裁判官の給源を多様化させているのみならず、弁護士または裁判官として培った知識、経験が法曹の人的交流の中で共有拡散されることで司法制度の機能の充実に繋がっており、弁護士任官制度が法曹一元の理念を実質的に実現していく極めて重要な意義をもつものであることが再確認できた。

6 総括

そこで、当会の総会において次のとおり決議することを提案する。

- (1) 当会は、最高裁判所に対し、熊本簡易裁判所及び熊本家庭裁判所を非常勤裁判官制度の実施庁とするとともに、全国の簡易裁判所及び家庭裁判所をあまねく非常勤裁判官制度の実施庁とすることを求めること。
- (2) 当会は、常勤裁判官及び非常勤裁判官のいずれについても当会の会員がより多く任

官することができるよう日本弁護士連合会及び九州弁護士会連合会と連携して積極的に支援するなど、弁護士任官の推進のために、あらゆる努力を行っていくことを誓うこと。

以上